

県税の猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することが困難である場合において、以下の要件のすべてに該当する場合は、原則として1年以内の期間に限り猶予が認められます。

詳しくは所管の県税事務所にお問い合わせください。

要件（換価の猶予）

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

(注)すでに滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、県税事務所長の職権による換価の猶予(地方税法第15条の5)が受けられる場合があります。

猶予の効果

- ① 原則として一年間納税が猶予されます(状況に応じてさらに一年間猶予される場合があります)
- ② 猶予期間中の延滞金が軽減(注)されます
(注) 通常年8.8%→軽減後年1.0%(令和3年中の利率)
- ③ 財産の差押えや換価が猶予されます



(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。(詳しくは裏面をご覧ください。)

次のような個別の事情がある場合は、徴収猶予（延滞金は免除又は軽減）が認められることがありますので、ご相談の際、申し出てください。

個別の事情の具体例（徴収猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同一にするご家族が病気にかかった場合
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

猶予の効果

- ① 原則として一年間納税が猶予されます(状況に応じてさらに一年間猶予される場合があります)
- ② 猶予期間中の延滞金が免除又は軽減(注)されます
(注) 通常年8.8%→軽減後年1.0%(令和3年中の利率)
- ③ 財産の差押えや換価が猶予されます



(徴収猶予:地方税法第15条)

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所管の県税事務所に提出してください
➔ 郵送(様式は岐阜県HPから入手可能)又はeLTAXをご利用ください
岐阜県HP:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/25827.html>
- 収支状況などの確認ため、帳簿等の書類に準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、その旨ご相談ください。

お問い合わせ・ご相談先

- ※ 月曜日～金曜日(祝日を除く)8:30～17:15
- ※ お問い合わせの際は、おかけ間違いにご注意ください。

管轄区域	担当事務所
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、岐阜県外	岐阜県税事務所 ☎ 058-214-6791 ☎ 058-214-6792 ☎ 058-214-6793 ☎ 058-214-6924 ☎ 058-214-6926
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	西濃県税事務所 ☎ 0584-73-1111(代)
関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	中濃県税事務所 ☎ 0575-33-4011(代)
多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	東濃県税事務所 ☎ 0572-23-1111(代)
高山市、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県税事務所 ☎ 0577-33-1111(代)



岐阜県

GIFU